

こうち男女共同参画センター喫茶コーナー運營業務委託先募集要項

1 目的

この要項は、こうち男女共同参画センターの喫茶コーナー運營業務を委託する団体(個人)の公募に関して必要な事項を定めるものです。

2 募集方法

公募型プロポーザル方式によります。

3 委託業務の内容

こうち男女共同参画センター喫茶コーナー運營業務(別添仕様書のとおり)

4 応募資格

次の(1)～(5)の要件を全て満たす団体(個人)※法人格を有しているか否か、営利・非営利かは問いません。

- (1)喫茶店もしくはそれに類する飲食業の経営経験がある団体(個人)
 - (2)県内に主たる活動拠点を有していること
 - (3)食品衛生法に基づく飲食店営業の営業許可を受けていること又は契約締結日の前日までに営業許可を受けられること
 - (4)受託業務の実施に支障のない体制を確実にとれること
 - (5)遅くとも令和7年1月4日(土)から営業を開始できること
- ※チャレンジショップとしての応募も可能とします。

5 委託料

委託業務に係る委託料は無料とします。

6 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日とします。

なお、支障なく業務を遂行した場合は、以後更に1年毎に契約を更新します。

ただし、その期間は令和9年3月31日までとします。

7 消耗品及び備品等の貸与

別紙に記載している消耗品及び備品等は財団が無償で貸与します。ただし、委託期間終了又は業務の廃止時には、食器等を新調あるいは補充し、元の数に整え、財団に返却するものとします。

8 備品・設備の修繕

別紙に記載している備品・設備の修繕は、原則受託者の責任と負担で行うこととします。

また、委託期間終了または業務廃止時には、原状回復し、財団に返却するものとします。

9 経費について

- ①業務に必要な電気、ガス、水道については、財団からの請求に基づき、実費相当額を支払うこととします。(財団が毎月検針し、請求します)
- ②家賃は無料とします。

10 営業時間等

(1) 営業日

こうち男女共同参画センターの営業日(毎月第2水曜日、祝祭日(ただし祝日が日曜日の場合は翌月曜日(振替休日)、12月29日～1月3日を除く毎日)を喫茶コーナーの営業日とします。ただし、毎月3回、受託者と財団とが合意した日を休業日とすることができます。また、臨時休業をする場合には、必ず事前に財団の了承を得てください。

(2) 営業時間

原則9:00～16:00までの範囲内で財団と協議のうえ決定します。

(3) 営業品目

昼食(ご飯物、麺類等)、軽食(サンドイッチ、トースト、ケーキ等)、飲み物(コーヒー、ジュース等)を提供してください。

なお、昼食提供はお弁当販売も可能とします。

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

本業務の受託を希望する団体(個人)は、次の書類を提出してください。

- ①こうち男女共同参画センター喫茶コーナー運營業務企画提案書(別記第1号様式)
- ②こうち男女共同参画センター喫茶コーナー運營業務受託希望団体概要書(別記第2号様式)
※個人の場合は履歴書(様式は問いません)
- ③こうち男女共同参画センター喫茶コーナー運營業務に係る収支計画(別記第3号様式)
- ④こうち男女共同参画センター喫茶コーナー運營業務に係るメニュー・サービス等(別記第4号様式)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和6年11月20日(水)17:00(必着)

12 委託団体の選定方法

- (1)応募団体(個人)から提出された企画提案書その他の関係書類及びプレゼンテーションをもとに、「喫茶コーナー運營業務委託先選定委員会」(以下「選定委員会」といいます。)において審査のうえ、決定します。

(2) 選定委員会

選定委員会は、有識者等の中から公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団理事長が委嘱した5名以内の者(以下「選定委員」といいます。)を構成員とします。

(3)プレゼンテーションの日時・場所

- ①日 時 令和6年11月下旬以降
- ②場 所 こうち男女共同参画センター

※時間その他詳細は別途応募者に連絡します。

(4)委託先の選定結果は、令和6年11月30日(土)までに書面にて通知します。

(5)委託先の選定にあたっての審査項目及び配点は次のとおりです。

- ①委託業務を実施する体制(受託業務への姿勢・経験、配置職員数、現場責任者の経験・資質等)
配点10点
- ②サービス・メニューの充実度 配点10点
- ③応募団体(個人)の委託業務実施における継続性と運営意欲 配点10点

(6)(5)による評価点の合計点が満点の50%に満たない団体等は失格とします。

(7)次順位者の決定

- ①選定された委託団体(個人)の次に評価の高かった団体(個人)を次順位者として決定します。
- ②委託先選定後、その団体(個人)の事情により本業務を遂行できなくなった場合は、次順位者と協議し、契約することがあります。

13 留意事項

(1)企画提案書の提出方法は、直接持ち込み又は書留による郵送をお願いします。

(2)企画提案書提出後の追加・修正はできません。

(3)書類の作成など、本業務の応募に係る費用は申込者の負担とします。

(4)受理した提案書は返却できません。

(5)受託する団体(個人)は、受託事業開始までに、業務を円滑に実施できるよう財団からの説明等を踏まえ自らの負担において十分な準備を行なってください。

なお、受託事業を実施する喫茶コーナーにおける準備は、決定通知を受けた後、直ちに行いできる限り早い時期の営業開始を心がけてください。

14 その他

企画提案書作成に必要な質問や現地見学等には、個別に対応しますので、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先・企画提案書等の提出先>

(公財)こうち男女共同参画社会づくり財団
〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地
TEL:088-873-9100 FAX:088-873-9292
Mail:soumu1@sole-kochi.or.jp

担当:杉山